

<p>なる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	○											
<p>8 他部局の所管に係る管轄工事の受託の決定</p>	○											
<p>9 管轄工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(一) 建設工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係るもので鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係るもので倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(3) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係るもので米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 設備工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係るもので鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係るもので倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p>												

	<p>土木事務所の管轄区域に係るもの <input type="checkbox"/> 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの <input type="checkbox"/> 米子土木事務所及び根国土木事務所の管轄区域に係るもの</p>							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>倉吉土木事務所長 米子土木事務所長</p>
	<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの <input type="checkbox"/> ○ (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの <input type="checkbox"/> ○</p>													
	<p>8 同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの <input type="checkbox"/> ○ (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの <input type="checkbox"/> ○</p>													
	<p>9 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求 (一) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの <input type="checkbox"/> ○ (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所に係るもの <input type="checkbox"/> ○ (2) 倉吉土木事務所に係るもの <input type="checkbox"/> ○ (3) 米子土木事務所及び根国土木事務所に係るもの <input type="checkbox"/> ○</p>													<p>鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長</p>
	<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの <input type="checkbox"/> ○ (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下二において同じ。)が1億円以上請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの <input type="checkbox"/> ○ (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの <input type="checkbox"/> ○</p>													
	<p>11 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの <input type="checkbox"/> ○ (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所に係るもの <input type="checkbox"/> ○ (2) 倉吉土木事務所に係るもの <input type="checkbox"/> ○ (3) 米子土木事務所及び根国土木事務所に係るもの <input type="checkbox"/> ○</p>													<p>鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長</p>

12	<p>同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子土木事務所及び根田土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び根田土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	○																	
13	<p>同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 工期の変更</p> <p>(イ) 建築工事に係るもの</p> <p>a 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係</p>	○																	

鳥取土木事務所長

倉吉土木事務所長

米子土木事務所長

鳥取土木事務所長

倉吉土木事務所長

米子土木事務所長

		<p>轄区域に係るもの</p> <p>Ⅲ 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>□ 請負代金の変更</p>	<p>○</p>		<p>○ 米子土木事務所 所長</p>
	<p>14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において使用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定</p>	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの ○</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの ○</p>	<p>○</p>		
	<p>15 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等</p>	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの ○</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの ○</p> <p>イ 建設工事に係るもの ○</p> <p>(イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの ○</p> <p> a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ○</p> <p> b a以外のもの ○</p> <p> (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所に係るもの ○</p> <p> (b) 倉吉土木事務所に係るもの ○</p> <p> (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所に係るもの ○</p> <p>□ 設備工事に係るもの ○</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○ 鳥取土木事務所 所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所 所長</p> <p>○ 米子土木事務所 所長</p>

		<p>事に係るもの (イ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外のももの (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所に係るもの (b) 倉吉土木事務所に係るもの (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所に係るもの</p>	○					○	鳥取土木事務所長		○	倉吉土木事務所長	○	米子土木事務所長
	16 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 建設工事に係るもの (イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外のももの (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所に係るもの (b) 倉吉土木事務所に係るもの (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○				○	鳥取土木事務所長		○	倉吉土木事務所長	○	米子土木事務所長

		<p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外 (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所に係るもの (b) 倉吉土木事務所に係るもの (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所に係るもの</p>	○					○	鳥取土木事務所長			
	<p>17 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 建設工事に係るもの (イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○					○	鳥取土木事務所長			
	<p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外 (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所に係るもの (b) 倉吉土木事務所に係るもの (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所に係るもの</p>	○	○					○	鳥取土木事務所長			
	<p>17 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 建設工事に係るもの (イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外</p>	○	○					○	鳥取土木事務所長			

		<p>(1) 建設工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	○			<p>○ 鳥取土木事務所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p>
		<p>31 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係</p>	○			<p>○ 鳥取土木事務所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p> <p>○</p>

		るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○				○	鳥取土木事務所長
	32	同規則第60条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認 (一) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○				○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
	33	同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設置工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事	○	○			○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長